

5008790

733

料金受取人払郵便

岐阜中央局
承認

1349

差出有効期間
2027年11月
1日まで
[切手不要]
全

岐阜市日野南5-5-2

シルバー24保険事務局 株式会社ワイズ 行

5008790733

8

山折り

きりとり線

シルバー24保険のお問い合わせは?

平日AM9:00からPM5:00までにお願いします。

取扱代理店

株式会社ワイズ

本社 岐阜市日野南 5-5-2 名古屋営業所
TEL 058-248-0033 TEL 052-217-0064
FAX 058-240-3339
Email wise-inc@agate.plala.or.jp24WISE 

ホームページもご覧ください。

ケガ
お支払い実例

ご高齢になられましたと、思わぬおケガをされ、治療日数も長くなる傾向がございます。老人クラブの活動中は勿論、ご自宅でのおケガや旅行中のおケガもお支払いの対象です。

◆各務原市・川島
奥様と散歩中、県道の横断歩道で軽自動車に跳ねられ死亡。
270万6千円のお支払い。

◆稻沢市・中の庄
自転車で走行中、放置自転車に衝突し転倒。脊柱圧迫骨折。
1万7千円のお支払い。

◆関市・安桜
旅館の夕食会場から部屋に戻る際、階段で足を踏み外し転倒。左足骨折。
9万3千円のお支払い。

◆名古屋市・南区
新幹線のホームにて靴の踵が点字ブロックに引かり、転倒し骨折。
31万1千円のお支払い。

◆郡上市・明宝
わらび採りでかけ、水路を超える際、足を滑らせ転倒。
5万7千円のお支払い。

◆加茂郡・白川町
軽四輪を運転中、居眠り運転の対向車が衝突し夫婦共死亡。
540万円のお支払い。

◆扶桑町・高雄
神社の例祭で石垣の上から写真撮影中落ちて、脊柱圧迫骨折。
3万円のお支払い。

◆不破郡・関ケ原町
忘れ物に気づき自転車を方向転換したところ、ブロック塀に当たり転倒、骨折。
5万9千円のお支払い。

1月15日に間に合わなかった方

お申込みができます。
ワイズにお電話ください。

現在ご加入で継続の方

お口座からの振替日は
1月27日です。
(お手続きは不要です。)

現在ご加入で継続されない方

加入者証の変更通知書(ハガキ)の③に
○印を付け、ご返送ください。

今年初めて加入される方

2026年1月15日迄に
裏面の加入依頼書にご記入・口座印を押印、
折ってのり付けのうえ、ご投函ください。
お口座からの振替日は
2月27日です。



普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

2026年3月

愛知・岐阜県版

シルバー24hour

老人クラブ会員専用保険

この保険の特徴

1. ご家族も安心

同居のご家族の日常生活における
法律上の損害賠償責任の補償が
全てのタイプにセットされています。

2. 1日目からお支払い

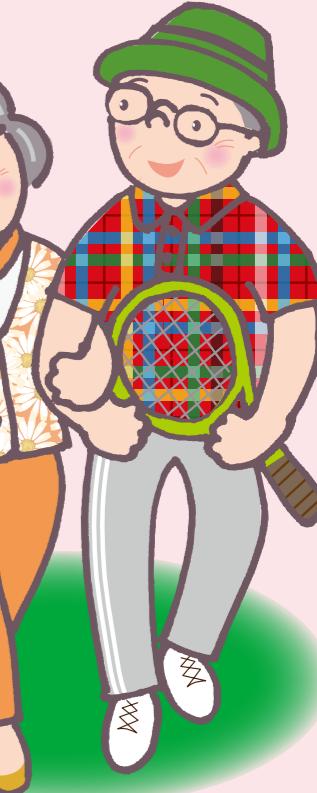
ケガの入院・通院とも1日目より補償が
受けられます。入院は30日間、
通院も60日までと安心補償です。

3. 診査なし

加入に際し医師による診査は
ありません。

5. 他の保険と関係なく

傷害保険金は健康保険、第三者からの賠償金、
他の傷害保険金等とは関係なくお支払いします。



保険の期間は?

2026年3月1日午後4時より2027年3月1日午後4時までの1年間です。

このチラシはシルバー24保険の概要を説明したものです。詳しくはホームページhttp://www.24wise.comに掲載されています「重要事項等説明書」をあわせてお読みください。ホームページをご覧いただけない方へはご郵送いたしますのでお申し出ください。

■お問合わせ 平日9:00から17:00

(幹事)



ニューインディア保険会社

(インド国有損害保険会社) The New India Assurance Co. Ltd.

岐阜市金町8-1 フロンティア丸杉ビル7F ☎ 058-207-0021

(副幹事)

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

■お問合わせ 平日9:00から17:00

取扱代理店



株式会社ワイズ

岐阜市日野南 5-5-2 ☎ 058-248-0033
名古屋営業所 ☎ 052-217-0064

傷害保険（普通傷害保険・交通事故傷害保険・家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険） シルバー24保険 重要事項等説明書（団体被保険者用）

この書面では、団体傷害保険「シルバー24保険」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ず「シルバー24保険」専用パンフレットと併せてお読みいただき、ご加入くださいますようお願いします。

契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報：ご加入に際して、ご加入者（被保険者）にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、約款（普通保険約款・特約）に記載しています。必要に応じて取扱代理店または弊社までご請求ください。

用語のご説明（あいうえお順）

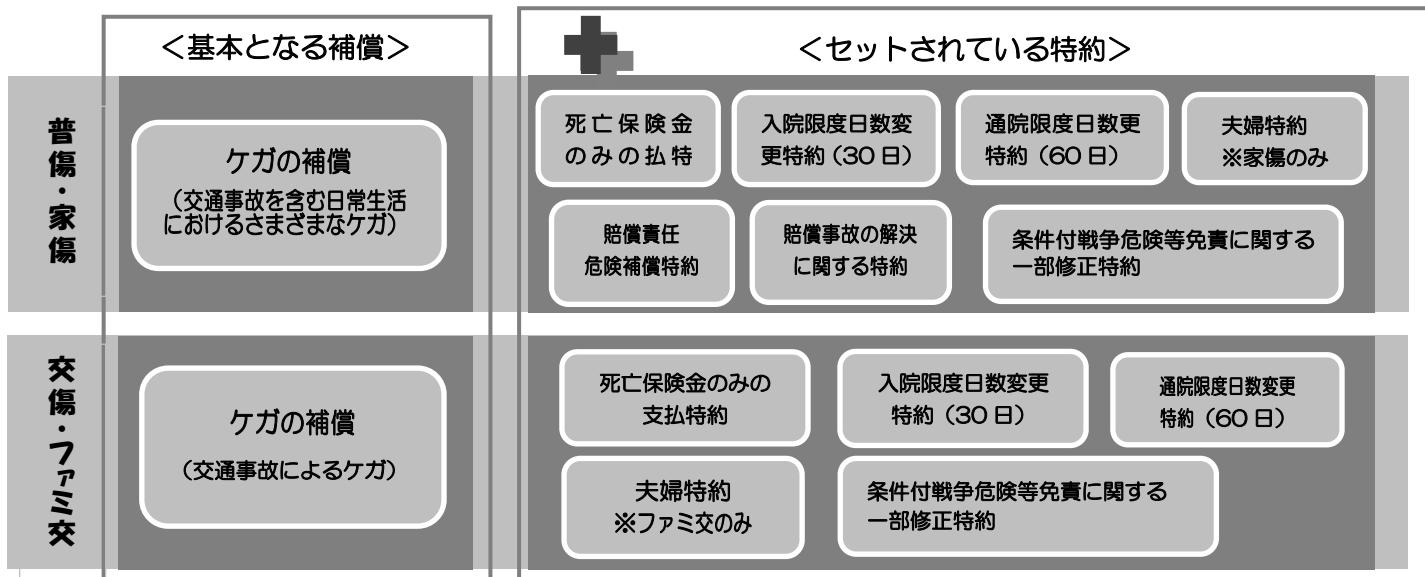
危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。	親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。	賠償責任危険補償特約	傷害保険賠償責任危険補償特約、家族傷害保険賠償責任危険補償特約をいいます。 ※それぞれ、普通傷害保険、家族傷害保険にセットされます。
被保険者	保険のご加入により補償の対象となる方をいいます。	賠償事故の解決に関する特約	傷害保険賠償事故の解決に関する特約をいいます。 傷害保険賠償責任危険補償特約に自動セットされます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険契約者	弊社に保険契約のお申込みをされる方（所属の老人クラブ）で、保険料の支払義務を負う方をいいます。	保険金額	保険のご加入により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
本人	加入者証の加入者（被保険者本人）欄に記載の方をいいます。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。		

1. ご加入前におけるご確認事項

（1）商品の仕組み 契約概要

この保険は、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に補償する保険です。

個人タイプは普通傷害保険（普傷）と交通事故傷害保険（交傷）のセット、夫婦タイプは家族傷害保険（家傷）とファミリー交通傷害保険（ファミ交）のセットです。基本となる補償、セットされている特約は次の通りです。



※ご病気の治療、ご病気が原因となるおケガ（心神喪失や心筋梗塞、脳卒中などによる転倒、浴室での溺水死や飲食物の嘔吐などによる肺炎死など）、事故を原因としない関節炎や筋肉痛などはお支払いの対象となりません。

②被保険者の範囲

被保険者 契約タイプ等	本人 (注1)	配偶者	親族 (注2)
個人Aタイプ（普傷・交傷）	○	×	×
個人Bタイプ（普傷・交傷）	○	×	×
夫婦Cタイプ（家傷・ファミ交）	○	○	×
賠償責任 セットタイプ共通	○	○	○

（注1）加入依頼書の申込人（ご加入後は、加入者証の加入者）の方をいいます。

（注2）補償の対象となる親族とは、次の方になります。

- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) 基本となる補償 **契約概要 注意喚起情報**

「シルバー24保険」の補償内容は次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご確認ください。なお、実際にご加入いただく保険契約の補償内容は、シルバー24保険専用パンフレットでご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡保険金額の全額をお支払いします。	①被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ③無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ④脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ⑤妊娠、出産、早産または流産によるケガ ⑥戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるケガ ※テロ行為 ^(注1) については、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット特約)により、お支払いの対象となります。 ⑦地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ⑧頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ⑩ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん ^(注2) 、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ(普傷・家傷のみ) ⑪グライダー、飛行船搭乗中のケガ(交傷・ファミ交のみ)など
入院保険金 ※入院支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、入院の日数に対して30日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の入院に対しては、保険金を支払いません。	(注1) 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (注2) 登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは、お支払いの対象となります
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、そのケガの治療のために手術を受けた場合に、1回の手術について、次のとおりお支払いします。 ① 入院中に受けた手術・・・【入院保険金日額】×10 ② ①以外の手術・・・・【入院保険金日額】×5	
通院保険金 ※通院支払限度日数変更特約(60日)をセットしています。	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)した場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、60日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の通院に対しては、保険金を支払いません。	
賠償責任保険金	日本国内における次のいずれかに該当する事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。ただし、損害額から自己負担額1,000円を差し引いた額となります。 ● 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ● 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故(職務遂行に起因する事故を除きます。)	①被保険者の故意による損害賠償責任 ②自動車事故や、お仕事中の事故による損害賠償責任 ③同居する親族に対する損害賠償責任 ④所有・使用・管理する財物の破損について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 など

① セットされている特約の概要 **契約概要**

シルバー24保険にセットされている特約の内容は次のとおりです。

セットしている主な特約	保険金をお支払いする主な場合
死亡保険金のみの支払特約	死亡保険金のみお支払いします。
入院限度日数変更特約(30日)	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合にお支払いする入院保険金の支払い限度日数を30日に変更します。
通院限度日数変更特約(60日)	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合にお支払いする入院保険金の支払い限度日数を60日に変更します。
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	戦争、外国の武力行使、暴動等によるケガはお支払いの対象となりませんが、テロ行為によるケガは、お支払いの対象となります。
賠償責任危険補償特約 賠償事故の解決に関する特約	日本国内における次のいずれかに該当する事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いします。 ● 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ● 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故(職務遂行に起因する事故を除きます。) ● 賠償責任危険補償特約により保険金支払われる事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合に弊社が保険者に対して支払い責任を負う限度において被保険者の行う折衝示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または解決(解決は被保険者の同意のうえ)を行います。

② 特約の補償重複 **注意喚起情報**

次表の特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約または弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。「シルバー24保険」は、予め定められた契約タイプのみのご加入となるため、重複する補償のみを削除することができません。重複する補償の削除(特約の削除)をご希望される場合は、ご加入いただくことができません。

«補償が重複する可能性のある主な特約»

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約等の例
賠償責任危険補償特約	自動車保険、火災保険または傷害保険の個人賠償責任補償特約(個人賠償を補償する特約)

③ 引受条件（保険金額等） 契約概要

「シルバー24保険」での引受条件（保険金額等）は、予め定められた加入タイプの中からお選びいただくことになります。加入タイプの種類についての詳細は、シルバー24保険専用パンフレットをご参照ください。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は、1年間です。シルバー24保険専用パンフレットの「保険期間」をご参照ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等 契約概要 注意喚起情報

① 保険料決定の仕組み契約概要

保険料は、ご加入いただく加入タイプの種類などによって決定されます。

② 保険料の払込方法契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法については、シルバー24保険専用パンフレットの「ご加入の方法」をご参照ください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

この保険契約は、団体契約のため、各市町村老人クラブ連合会から口座振替により集金が行われます。保険料の払込期日などについては、シルバー24保険専用パンフレットの「ご加入の方法」をご参照ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) お仕事の内容（職種級別）について

職種級別は、申込人である被保険者本人のご職業によって決まります。シルバー24保険専用パンフレットは職種級別がA級の方の保険金額を掲載しています。職種級別がB級の方は、ご加入いただくことができませんので、取扱代理店までお問合せください。

職種級別	A級（危険の小さい職業）	B級（危険の大きい職業）
主な職業	●無職 ●事務従事者（一般事務員、営業事務員など） ●販売従事者（小売・卸売店主、飲食店店主、販売店員など） ●教員 ●保健医療従事者（医師、看護師など） ●金属製造加工業者（メキ工、金属プレス工など） ●サービス職業従事者（家政婦、美容師、キャディ、ビル・アパート管理人など）	●建設作業者（大工、配管工、内装仕上工など） ●自動車運転者（タクシードライバー、バス運転者など） ●農林業作業者（山林に入り立木の伐採作業者、作物の栽培・収穫作業者など） ●漁業作業者（漁師など）

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

ご加入者（被保険者本人）には、告知義務があり、取扱代理店には、告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に「**告知事項**」について、事実を正確に知らせる義務のことです。「**告知事項**」とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、「**加入依頼書**」に記載された内容のうち、★印^(注)または☆印^(注)が付いている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) ★印は告知事項のみ、☆印は告知事項・通知事項の両方に該当する項目です。

「**告知事項**」 ▶申込人（被保険者本人）の氏名・性別・生年月日 ▶申込人（被保険者本人）の職業・職務（普傷・家傷のみ）

▶同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご加入の契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
「**告知事項**」については、事実を正確にお知らせください。

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

この保険契約は、団体契約のため、ご加入の撤回またはご加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務 注意喚起情報

●ご加入後、ご加入内容に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。「**通知事項**」に該当します。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。なお、ご通知いただいた内容によっては、保険料が変更となる場合があります。この場合には、変更が生じた時以降の期間に対して算出した金額を請求または返還します。

「**通知事項**」 ▶加入者証に記載された職業・職務を変更した場合 ▶新たに職業に就いた場合

▶加入者証に記載された職業を辞めた場合

●「**通知事項**」のうち、次の「**引受対象外となる職業・職務**」に該当した場合は、ご加入の引受範囲を超えるため、ご加入を解除します。

「**引受対象外となる職業・職務**」

オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、モーターボート競争選手（水上オートバイを含みます。）、自転車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）ローラーゲーム選手（レフリーやアシスタントを含みます）、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業・職務。

●住所または通知先を変更された場合

加入者証に記載された住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。

●被保険者が所属の老人クラブの会員でなくなった場合

所属の老人クラブを脱退され、会員でなくなった場合は、ご加入を解除する手続きが必要となります。取扱代理店または弊社まで速やかにご連絡ください。

●上記以外のご加入内容の変更を希望される場合

ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または弊社にご通知ください。

(2) 解約と解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご加入を解約（中途脱退）する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申出ください。

●ご加入の解約（中途脱退）に際しては、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還することができます。

●返還される保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料より少ない金額になります。

(3) 被保険者による解除請求 注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めるることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・保険契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、

「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、引受保険会社が破たんした場合でも、保険期間が1年以内の場合、保険金または解約返戻金等は80%（破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%）まで補償されます。

(3) 個人情報の取扱い 注意喚起情報

弊社は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の引受・維持・管理、保険金・給付金等の支払、関連会社・提携会社を含めた各種商品・サービスの案内・提供・管理、弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実等を行うために利用するほか、下記①から③までの場合には、個人情報の利用・提供を行うことがあります。

- ①業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む業務委託先に委託する場合
- ②保険制度の健全な運営を確保するため、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施する場合
- ③再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

弊社の個人情報保護方針等については、弊社ホームページ（<https://www.newindia.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①弊社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤上記のほか、①～④と同程度に弊社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(5) 繼続契約の取扱い

●保険金請求状況または年齢などにより、保険期間終了後、ご継続できない場合があります。

●老健・介護施設などに入所されている方は、ご継続できません。

●弊社が、普通保険約款・特約または保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款・特約または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容もしくは保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(6) 事故が起こった場合

事故が起こった時は、30日以内（損害賠償の請求を受けた場合は遅滞なく）に取扱代理店または弊社にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類をご提出いただくことがあります。

(7) 引受保険会社について

引受保険会社は、ニューインディア保険会社が幹事、損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社が副幹事の共同保険です。

各引受保険会社は、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が副幹事保険会社の代理・代行を行います。

(8) 指定紛争解決機関 注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただか、解決の申立てを行うことができます。

《一般社団法人 保険オンブズマン》

電話 03-5425-7963 （受付時間：土日、休日、年末年始等を除く 午前9時～12時、午後1時～5時）

※詳しくは、一般社団法人 保険オンブズマンのホームページをご覧ください。 ホームページ：<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

5. ご加入手続きについて

(1) お申込方法

シルバー24専用パンフレットの最終ページが「加入依頼書兼口座振替依頼書」になっていますので、必要事項をご記入の上、切り取り線に従い封書にしてご郵送ください。

《必要事項》

- | | | | | | |
|--------|---------|-------|-------|---------|-------|
| ・お申込み日 | ・お申込タイプ | ・クラブ名 | ・申込人名 | ・性別 | ・生年月日 |
| ・ご住所 | ・電話番号 | ・口座情報 | ・ご職業 | ・他の保険契約 | |

(2) 繼続のご加入について

引き続きご継続の場合は、ハガキの返送・ご連絡は不要です。ご契約内容の変更やご継続の中止の場合は、送付するハガキにご記入いただき返送してください。

(3) 保険料は口座振替

口座振替がご利用いただけます。「加入依頼書」の下部が口座振替用紙となっていますので、お届けの口座から保険料が振替されます。振替日はパンフレットをご覧ください。

※保険料が引落しきれなかった場合 注意喚起情報

保険料が引落しきれなかった場合は、保険料の払込みについて個別にご案内をいたします。取扱代理店または弊社までお問合せください。

6. ご加入内容確認事項（意向確認事項） ※ご加入の申込にあたっては下記の①～③の確認事項を必ず確認してください。

本確認事項は、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、重要な事項を正しく「加入依頼書」にご記入いただいていること等を確認していただくためのものです。お手数ですが以下の事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご意向に沿っていない方は、この商品ご加入いただくことができません。ご確認にあたり不明な点等がございましたら、取扱代理店または弊社までお問合せください。

《シルバー24 保険は、おケガを補償する保険商品です》

①「シルバー24 保険」（保険商品名）が以下の点でお客さまのご意向に沿った内容となっていることを確認してください。万一ご意向に合致しない場合は、ご加入を再検討ください。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ★補償の内容（保険金の種類や保険金をお支払いする場合） | ★保険金額（ご加入金額） |
| ★保険期間（ご加入期間） | ★保険料・お支払方法 |
| ★満期返戻金の有無（満期返戻金はありません。） | |

②ご加入いただく内容に誤りがないかご確認ください。

- ★加入依頼書の申込人氏名（被保険者本人）、住所、生年月日は正しく記載されていますか。
- ★加入依頼書の「職業」、「他の保険契約等」について正しく告知されていますか。

③重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容について、ご確認いただきましたか？

特に、注意喚起情報には、「保険金をお支払しない主な場合等」お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償内容の重複に関する注意」が記載されていますので必ずご確認ください。

お 問 合 せ

〈引受保険会社〉

ニューインディア保険会社 岐阜支店

〒500-8842 岐阜市金町8-1（フロンティア丸杉ビル7階）

TEL:058-207-0021

〈取扱代理店〉

株式会社ワイス

〒500-8212 岐阜市日野南5-5-2

TEL:058-248-0033